

苫前町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (17年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 16年度の人件費率
	人	千円	千円	千円		%
17年度	4,054	4,834,858	1,560	659,900	13.6	16.1

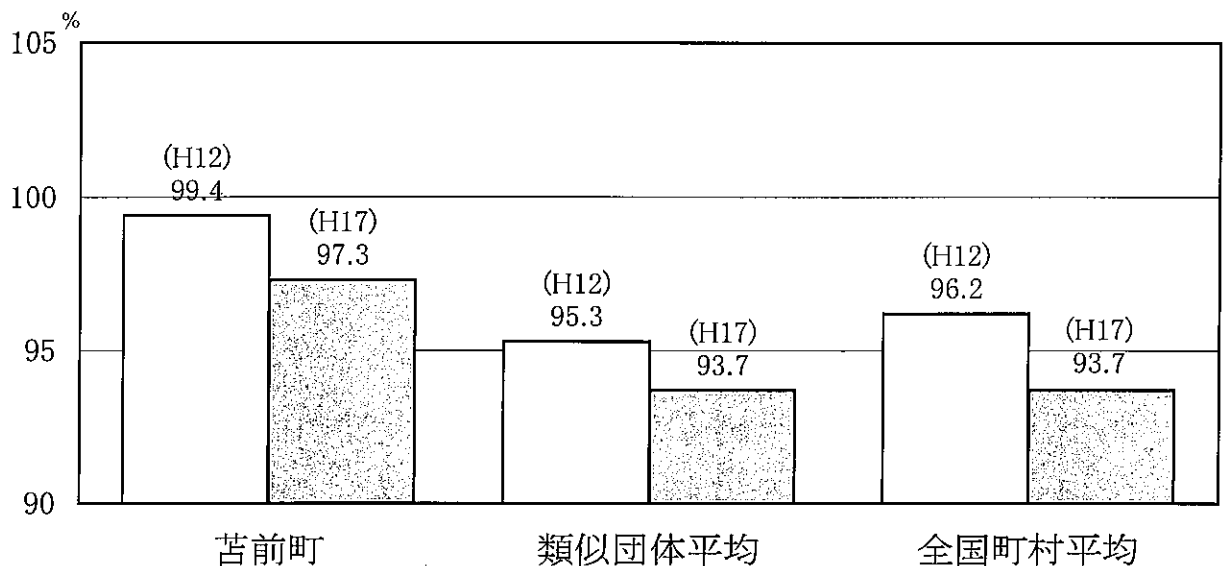
(2) 職員給与費の状況（普通会計予算）

区分	職員数	給与			計	一人当たり給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当		
18年度	69人	266,105千円	43,002千円	109,664千円	418,771千円	6,069千円

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 給与費は当初予算に計上された額である。

(3) 特記事項 なし

(4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

2 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（17年4月1日現在）

(1) 職員の初任給の状況（17年4月1日現在）

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
苫前町	40.10 歳	329,400 円	369,337 円
国	40.3 歳	329,728 円	382,092 円
類似団体	42.0 歳	326,379 円	364,437 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、17年4月1日現在における一般行政職の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものである。

(2) 職員の初任給の状況（17年4月1日現在）

区分	苫前町		国		
	初任給	2年後の給料	初任給	2年後の給料	
一般行政職	大学卒	170,700 円	184,400 円	170,700 円	184,400 円
	高校卒	138,800 円	148,500 円	138,800 円	148,500 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（17年4月1日現在）

区分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年	
一般行政職	大学卒	280,200 円	373,300 円	- 円
	高校卒	231,800 円	285,100 円	362,600 円

※各経験年数区分については、近似階層を含め平均したものである。

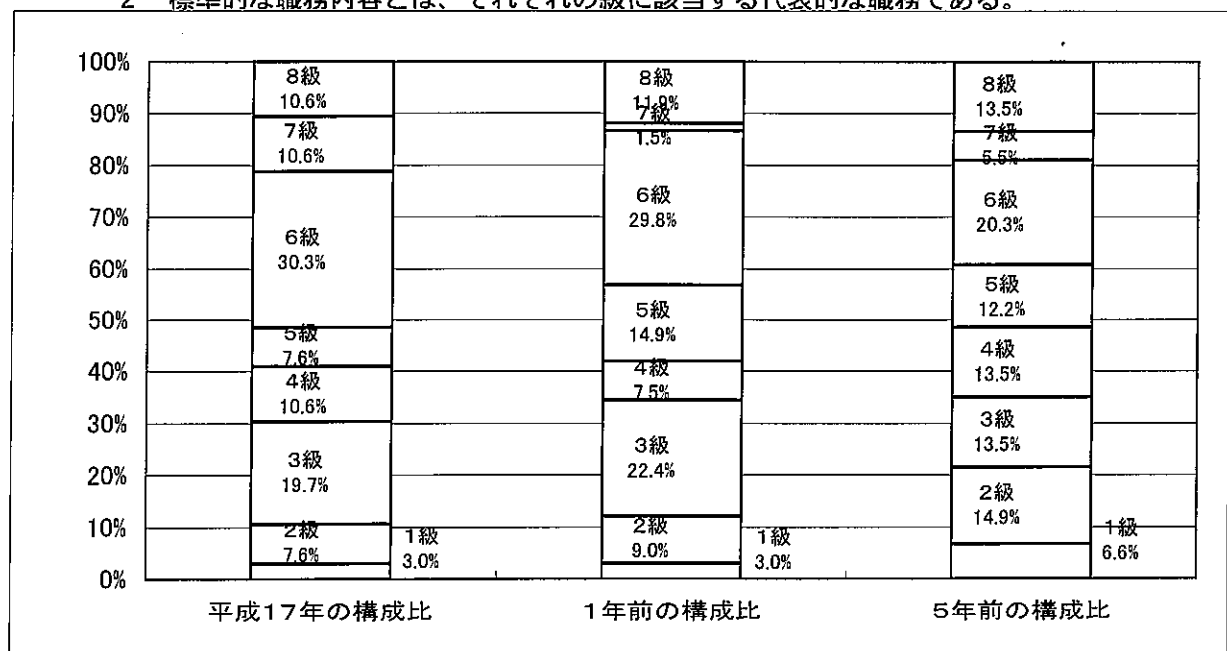
「-」は、該当職員がいないことを示す。

3 一般行政職の級別職員数の状況（17年4月1日現在）

(1) 一般行政職

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	係員	2	3.0
2 級	係員	5	7.6
3 級	係員	13	19.7
4 級	係長、主任	7	10.6
5 級	係長、主任	5	7.6
6 級	主幹、係長、主任	20	30.3
7 級	課長、課長補佐、主幹	7	10.6
8 級	課長	7	10.6
計		66	100.0

- (注) 1 苫前町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給期間短縮の状況

区	分	全職種
17年度	職員数	77人
	普通昇給機関(12~24月)を短縮して昇給した職員数	10人
	比率 B/A	13.0%
16年度	職員数	79人
	普通昇給機関(12~24月)を短縮して昇給した職員数	12人
	比率 B/A	15.2%

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

菅前町		国	
1人当たり平均支給額(17年度)		-	
1,564 千円			
(17年度支給割合)		(17年度支給割合)	
期末手当 3.00 月分	勤勉手当 1.45 月分	期末手当 3.00 月分	勤勉手当 1.45 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5~15%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5~20%	

(2) 退職手当(17年4月1日現在)

菅前町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	21.00 月分	27.30 月分	勤続20年	21.00 月分	27.30 月分
勤続25年	33.75 月分	42.12 月分	勤続25年	33.75 月分	42.12 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 2~20%加算			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 2~20%加算		
1人当たり平均支給額 15,392 千円					

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、過去3年の退職者全てを算入

(3) 特殊勤務手当(17年4月1日現在)

支給実績(17年度決算)	497 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(17年度決算)	62,125 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(17年度)	10.4 %		
手当の種類(手当数)	7 件		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
防疫等作業手当	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第2項及び第3項に定める感染症並びに黄熱、結核及びハンセン症が発生し、又は発生するおそれがある場合において、感染症の患者若しくは感染症の疑いのあるものの救護又は感染症の病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業に従事した職員		1日につき500円
税務事務従事手当	町税事務に従事する職員		給料月額額の100分の1.5相当額
死体処理作業手当	死体の処理作業に従事した職員		1日につき2,000円
除雪作業従事手当	運転技術職員が午後5時から翌日の午前6時までの間又は暴風雪警報若しくは大雪警報発令下において行う除雪車による除雪作業に従事したとき		1時間につき60円
保健師業務手当	保健師の業務に従事する職員		月額10,000円
異常圧力内作業手当	職員が潜水器具を着用して潜水作業に従事したとき		1時間につき、潜水深度に応じて310円から1,500円の範囲内の額
牛馬取扱手当	牛馬に行うピロプラズマ等の予防接種作業に従事したとき		1日につき230円

(4) 時間外勤務手当

支給実績(17年度決算)	8,260 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(17年度決算)	165 千円
支給実績(16年度決算)	8,157 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(16年度決算)	157 千円

(5) その他の手当（17年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (17年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (17年度決算)
扶養手当	・配偶者 月額 13,500円 ・扶養親族（配偶者を除く） 2人目まで1人月額6,000円 3人目から1人月額5,000円 (16歳から22歳までの子1人につき5,000円加算)	同		12,004 千円	272,818 円
住居手当	・借家等の場合 家賃に応じて月額 27,000円 を限度に支給（家賃12,000円 を超える者に限る） ・自宅の場合 月額5,000円	異	・国は自宅 の場合、新 築購入後5年 間に限り 2,500円を支 給	5,452 千円	118,522 円
通勤手当	交通機関の利用者 運賃等相当額を支給 限度額 月額 55,000円 ・交通用具の利用者 自動車等の使用距離に 応じて月額 2,000円～24,500円の 範囲で支給	同		1,927 千円	77,080 円
管理職手当	管理監督の職にある管理職員 の職員に支給 課長等 給料月額8% 課長補佐等 給料月額 6%	同	国では俸 給の10% ～25%を 支給	5,777 千円	339,824 円
寒冷地手当	・世帯主 扶養親族あり 116,800円 " なし 65,300円 ・その他 44,000円	同		8,652 千円	127,236 円
児童手当	小学校3年生以下（9歳到達後 最初の3月31日まで）の児童が あり、一定の所得額以下で監 護等の要件を満たしている職 員に支給 第1子、第2子 5,000円/月 第3子以降 10,000円/月	同		2,115 千円	96,136 円

5 特別職の報酬等の状況（17年4月1日現在）

区分	給料	月額	等
			(参考) 類似団体における最高/最低額
給料	市区町村長	(840,000) 714,000 円	799,000 円 / 635,000 円
	助役	(680,000) 612,000 円	651,000 円 / 550,000 円
	収入役	— 円	円 / 円
報酬	議長	(260,000) 234,000 円	303,000 円 / 212,400 円
	副議長	(220,000) 198,000 円	250,000 円 / 175,500 円
	議員	(190,000) 171,000 円	228,000 円 / 153,000 円
期末手当	市区町村長 助収入役	(17年度支給割合) 4.45 月分	
	議長 副議長	(17年度支給割合) 4.45 月分	
退職手当	市区町村長 助収入役	(算定方式) 給料月額×531.3/100×勤続年数 給料月額×335.5/100×勤続年数 —	(支給時期) 任期毎 任期毎

(注) 給料及び報酬欄について、上段括弧書きは条例本則、下段は、平成19年4月30日まで給料等の抑制措置による額である。

6 職員数の状況

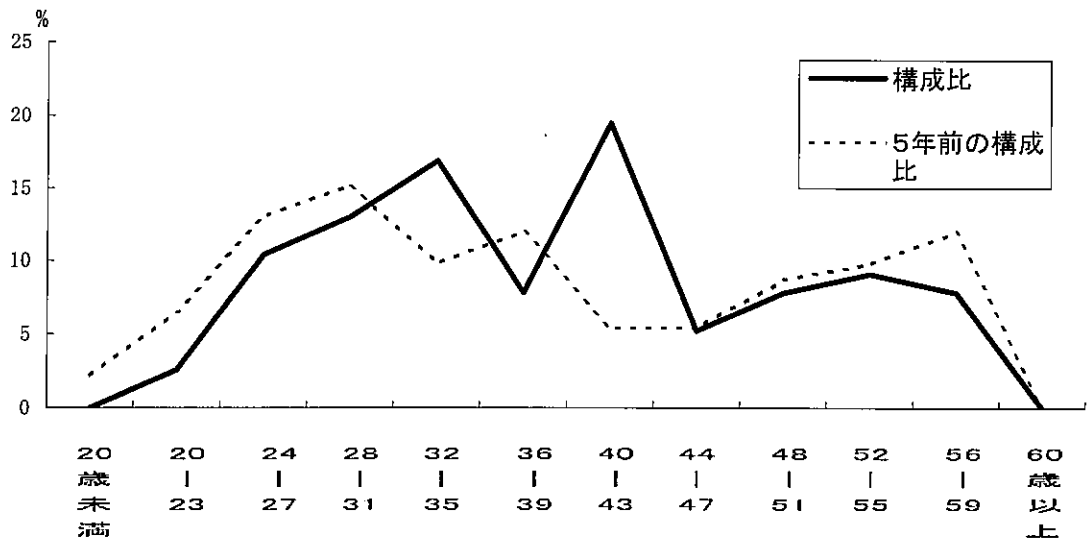
(1) 部門別職員数の状況

区 分		職 員 数			対前年 増減数
		平成12年	平成16年	平成17年	
一 般 行 政 部 門	議会	2	2	2	0
	総務	29	21	20	△1
	税務	3	2	2	0
	民生	9	7	7	0
	衛生	5	6	6	0
	農林水産	12	10	10	0
	商工	3	3	3	0
	土木	8	6	6	0
	小 計	71	57	56	△1
特 別 行 政 部 門	教育	14	11	11	0
	小 計	14	11	11	0
公 営 企 業 等 会 計 部 門	水道等特別会計	8	11	10	△1
	小 計	8	11	10	△1
合 計		93 [99]	79 [99]	77 [99]	△2 [0]

(注) 1 職員数は一般職（教育長除く。）に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（17年4月1日現在）



区 分	20歳 未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳 以上	計
職員数	人	2人	8人	10人	13人	6人	15人	4人	6人	7人	6人	人	77人

(3) 定員適正化計画の数値目標及び進捗状況

I 定員適正化目標（数・率）

計画期間		数値目標
始 期	終 期	
平成16年4月1日	平成21年3月31日	15%の純減

II 平成22年4月1日現在における定員の数値目標

69名

III 定員適正化計画の年次別進捗状況（実績）の概要

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	15年度	16年度	17年度	16～17年度	(参考)
		計画前年	1 年 目	2 年 目		
一般行政	減 員		7	2	9	15%の純減
	増 員		0	0	0	
	差 引		7	2	(69.2%)	
	職員数	86	79	77		

- (注) 1 計画期間は、16年度～20年度の5年間である。
 2 (%)内の数値は、数値目標に対する進捗率を示す。